

平成19年第3回

福島町議会定例会

議会提出議案

(追加)

福島町議会

平成19年第3回福島町議会定例会議会提出議案目次

番 号	件 名	頁
意見書案 1	2008年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元(国庫負担の増額)等教育予算の拡充を求める意見書の提出について	1
2	有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書の提出について	3
3	地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書の提出について	5
4	医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書の提出について	7
5	被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書の提出について	9

意見書案第1号

2008年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元（国庫負担の増額）等教育予算の拡充を求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年9月25日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 平野 隆 雄

2008年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元（国庫負担の増額）等教育予算の拡充を求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、全ての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方をしぼる制度ではありません。すでに30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

しかし、義務教育国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校設備などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいます。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育に格差があってはなりません。この間の国庫補助負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされましたが、それに伴い、自治体財政の悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状もあります。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく教育が受けられる必要があります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけではなく、市町村間での格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと保護・充実させる必要があります。

04年、05年と教育関係42団体で結成された実行委員会がとりくんだ署名が、道内で30万筆を超えて集まったことや昨年度道内109の議会から義務教育費国庫負担制度の堅持や負担率2分の1への復元などに関する意見書が内閣に提出されるなど教育の機会均等と水準維持向上、教育予算の拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

記

- 1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率2分の1復元すること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
- 2、憲法・「教育基本法」の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう教育予算を拡充すること。
- 3、30人以下学級を早期に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現と学校教育法第28条「但し書き」並びに同法第103条を削除し、ゆとりのある教職員配置を実現すること。
- 4、学校施設整備費、就学援助、教材費、図書費など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

意見書案第2号

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年9月25日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 杉村 志朗

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書

近年、野生鳥獣の生育分布の拡大・増加とともに、農林漁業者の高齢化等に伴って、農山漁村にあっては、野生鳥獣による農林水産業被害が深刻化しており、農林漁家が営農の意欲を失い、農山漁村の過疎化をさらに加速化させている極めて深刻な状況となっています。

ついては、被害の深刻化・広域化に対応して、有害鳥獣対策を抜本的に強化されるよう、次のとおり要請します。

記

1. 生息数等の的確な把握に基づく対策

有害鳥獣の生息数及び農林漁業被害の的確な把握と、これに基づく計画的な個体数管理体制を確立すること

2. 広域的な被害防止対策

現在も、各地域においてそれぞれ、防護柵の設置や追い払い活動に取り組んでいるものの、十分な効果が上がっていない現状にあることから、各地域が連携した広域的な被害防止策に対する支援を行うこと

3. 捕獲に関する規制緩和

有害鳥獣による農林漁業被害に迅速に対応するため、市町村への有害鳥獣捕獲許可権限の委譲促進、有害鳥獣捕獲目的で市町村や農林漁業者が行うわなの設置に関する規制の緩和等を行うこと

4. 専門家の育成・確保

現場では、有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、対策技術の開発・普及、専門家の育成等を推進すること

5. 財政負担の軽減

有害鳥獣対策に要する経費が市町村の負担となっていることから、関連予算の拡充、地方財政措置の充実等を行うこと

6. 人と野生鳥獣の棲み分け

里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりなど、人と野生鳥獣の棲み分け対策を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣

意見書案第3号

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進
に関する意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年9月25日

福 島 町 議 会
議 長 溝 部 幸 基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員 長 杉 村 志 朗

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書

平成17年に閣議決定された京都議定書目標達成計画では、京都議定書に基づく我が国の温室効果ガス削減約束を達成するため、年間1,300万炭素トンを森林吸収で確保することとしている。

また、政府は平成19年度から24年度の6年間において毎年20万haの追加的な森林整備が必要としており、平成19年度当初予算案等において、約23万haの追加整備に必要な予算として765億円を決定したところである。

しかしながら、長期にわたる林業採算性の低下等により森林所有者の施業意欲が減退していることに加え、地方公共団体も極めて厳しい財政状況にあることから、間伐等の森林吸収源対策を着実に実施することが非常に困難な状況にある。

よって、国においては、森林吸収源対策の着実な推進を図るため、森林所有者が意欲を持って林業経営に当たることができるよう次の事項について要望する。

記

1. 林業採算性向上のための施策・制度の一層の充実を図ること。
2. 森林所有者及び地方公共団体に対する新たな財政措置を実現すること。
3. 企業の社会貢献による森林づくりなど森林整備を社会全体で支えるための制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣
厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

意見書案第4号

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年9月25日

福 島 町 議 会
議 長 溝 部 幸 基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員 長 杉 村 志 朗

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

第166回通常国会において、「一、医師・看護師など医療従事者の大幅に増員すること。二、看護職員の配置基準を「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的に改善すること。三、夜勤日数を月8日以内に規制するなど「看護職員確保法」等を改正すること。」の請願が採択されました。

北海道では、医師・看護師の確保が困難なため、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶ちません。また「医師、看護師の確保がむずかしい」ことを理由に病院自体を閉院してしまうケースも生まれています。道内の地域医療が崩壊してしまうことさえ危惧されます。

こうした危機的な状況を打開することは国民の切実で緊急な願いとなっています。

よって政府におかれましては、医療現場での大幅増員を保障する医師・看護職員等の確保対策を抜本的に強化されるよう要望します。

記

1. 国会で採択された請願内容に基づき、看護師等を大幅に増員するため、月8日以内に夜勤を規制するなど「看護職員確保法」を改正してください
2. 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けた法律を制定してください
3. 社会保障費の削減をやめ、医師・看護師等の大幅増員に必要な財政措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣
総務大臣

意見書案第5号

被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年9月25日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 杉村 志朗

被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書

広島・長崎に投下された原子爆弾は、多くの人の尊い命を奪い、辛うじて生存した人々には重大な放射線後遺症の被爆を与えた。現在も、26万人近くの生存被爆者が、原爆放射線の影響により多重がんなどの重篤な疾病を患い、日常生活に不安と苦痛を感じている。しかし、これらの人々が厚生労働大臣に対して原爆症と認定するよう申請を行っても、そのほとんどは却下処分となっている現状にある。これは、政府が、科学的に見て疑問のある審査基準を機械的に運用しているからであり、現在原爆症として認定を受けている被爆者は、被爆者健康手帳を持つ被爆者全体の約1%に過ぎない。

被爆者は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によって、健康管理手当等の支給を受けているが、多重がんなどの重篤な疾病に罹患した場合は、原爆症として、国がその治療費を支払うのが当然である。そのため、原爆症認定申請の却下処分を受けた被爆者は、その取消しを求めて全国で200人以上が提訴を行い、既に大阪地裁では9人、広島地裁では41人の原告全員が勝訴し、裁判所は国に対して、認定却下処分の取消しを言い渡した。

政府はいずれも直ちに控訴したが、被爆者は高齢化しており、提訴者の中には病没している者もあり、被爆者の援護に当たっては迅速な対応が必要である。

よって、国会及び政府においては、被爆者の実情を鑑み、原爆症の認定に当たっては、内部被爆のもたらす影響や被爆者の健康状態などを総合的に判断し、迅速かつ適正な対応を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣